

第10回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録

日 時：平成16年7月5日(月)午後7時から

会 場：北とぴあ 8階801会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)

富田 順子(白樺会会長)

横尾 和博(公募委員)

仁尾 光宏(公募委員)

田中 清隆(公募委員)

事務局：秋元 憲 地域振興部長

小林 義宗 地域振興課長

木澤 実 地域振興係主査

中山 純一 地域振興係主事

次 第

1. 議 題

- (1) 副委員長の補充について
- (2) 議事録の確定について
- (3) 「協働マニュアル」課題検討表報告
- (4) 「協働マニュアル」について
- (5) その他
指定管理者制度について

2. 次回日程

1 . 議 題

委員長

まず、次第（１）の副委員長の補充についてですが、副委員長が退任をしたいとのことで、第１期のときに副委員長をしていただいた渡戸先生にお願いをしたいと思っております。あと３、４回位でこの委員会は終わりということですから、全く新たな方というのも難しいと思ってしまう判断をさせていただきます。

副委員長の補充については、委員長の指名、依頼ということだと思いますので、ここで了承をいただいで正式にお願いをしていきたいと思っております。

それから、（２）議事録の確定について７月１６日までに校正をお願いいたします。

（３）の協働マニュアルの課題検討表報告ですが、資料として、協働マニュアルの課題検討表を作成していただきました。これはマニュアルを作成するにあたりどのようなことを北区として考慮すべきか、事前に皆さんにご意見をいただいたものをそれぞれの項目ごとにまとめたものでございます。

これを充分踏まえた上で、議題（４）の議論になるかと思っております。この資料について事務局から説明をいただきたいと思っております。

事務局

まず、協働することについてどのような効果が期待できると思っておりますか、という検討課題です。

これにつきましては、協働参加者それぞれの立場の違いを受け入れ乗り越える契機となる、住民の意見を聴き協調するという区側の姿勢確立、住民が主人公の地域自治が確立する。さらに、従来の予算で、事業規模の拡大や事業内容の充実が期待できる、区と区民との相互理解は区民ニーズに応えられる事業の開催を可能とし、将来にわたる協働を育む基となる、区、区民の事業参画への意識が向上し、充足度が増す。行政の情報収集は専門性が高く、情報量も豊富なので、区民はその利便性を享受することができる。区民ニーズの高い事業の開催が進む。市民参加につながる。事業の効率化、コストの削減、住民の持つ様々な人的資源が活かされ、自己実現の場となり、人の元気が町の活性化に繋がっていく、地域においても人と人との信頼関係ができてくる、区民のニーズに合ったよりきめ細かなサービスが期待できる、新しい自治システムの構築が実現する。その他、都市社会コミュニティの創設、具体的には、都市社会に住む一人一人の人間に対して、自己実現、貢献し、意味ある存在となりうる機会を与えるものでなければならない、NPOだけが多様なコミュニティを提供でき、市民性の回復を実現しうる唯一の機関である、というご意見がありました。

次に、どのような方法で協働事業をすべきか。（１）協働事業を始める場合、区が提案する場合、区民が提案していく場合、区と区民の双方が協議して事業を検討する場合がありますが、区民から提案する協働事業としてはどのような事業が適切だと思いますか、という検討課題です。

これにつきましては、環境改善事業（潜在的なニーズはあっても、見える形にすることが難しく、予算をつけにくかった）、精神障害者対策事業（福祉からも除外されており、区民からの提案が必要）、それから、ある程度の期間、区側からの提案で進めてきている事業の場合（区民には実績や経験の蓄積があるため、企画から実行まで主体的に関わるだけの力がついてきているのに対して、区側は職員の異動で蓄積が難しい例が多々ある）、全ての事業について住民からのプレゼンテーションを受けること、内容を熟知している団体であること、多くの区民・団体と連携してできる事業、そして、身近な生活課題についての相談事業、例えば事例として、港区の「高齢者１１０番」（これは区民の提案事例）、公園も含めた遊び場づくり、交流事業、特に国際交流、というご意見をいただいでいま

す。その他、教育と安全、端的にいうと、個人差が顕然と存在するため、問題を一律に扱わなければならない公には無理があり、線引きが難しい問題こそ、NPOとの協力が必要となる、というご意見をいただきましたが、後で補足していただきたいと思います。

次に、区と区民が協力して協働を進める場合、区はどのようなことに留意して協働に取り組むべきだと思いますか、という検討課題です。

これにつきましては、全庁的対応の仕組みづくりが必要であること、機密漏洩に対応するため新規の協働事業の事務局は区に置く、協働事業を担当する職員に対しての協働についての認識についての研修、区民は下請けではないという意識が必要、職員の意識変革、それから、協働する区民を公平に選ぶこと、協働とは行政と区民が対等であることが原則、納得のいく話し合いが必要、NPOの自主性を尊重する、そして、協働事業を進める場合、コンセプトづくりの段階から区と区民がお互いに意見交換や討議をし、事業内容を詰めていく、ともに事業を進めていく姿勢が必要である、お互いに対等であることが大切、区職員も職務を離れてNPOや地域活動に参加し、行政への住民ニーズを肌で感じる努力が必要、職員でNPOをつくってみては、というご意見をいただいています。その他、創造的解決策の見本を示すこと、実際、ドラッカーNPO財団では、優れたNPOの仕事ぶりを参考にしてもらうために毎年表彰している、というご意見がありました。

次に、協働事業の相手方を公募によって決定しようとする場合、区はどのようなことに留意して取り組んだらよいと思いますか、という検討課題です。

これにつきましては、儲からない、人使いが荒い、無理を聞いてもらえるかを初めに了解を得ることが必要。施設内容の周知・準備時間・予算説明・公募方法の手段は、区民が入手しやすい方法にする。それから、事業内容に沿った公募相手の条件を何点か謳う、活動実績や活動内容などの見極めが必要、先例に拘束されないこと、というご意見をいただきました。

次に、協働のパートナーとなる相手はどのような基準により決定すべきだと思いますか。また、北区の独自の基準をつくる場合、その基準にどのようなことを盛り込むべきだと思いますか、という検討課題です。

これにつきましては、NPO法人格取得団体のみではなく、志あるならば、法人格がなくても門戸を開放すべきである。応募してきた団体の協働に対する意識・認識、団体運営の状況を十分把握すべき。営利性・地元在住・地域貢献度・政治、宗教色の排除、それから、行政施策を理解し、支援しようとしているかどうか、パートナーに受託能力があるのか、質の高いサービスを提供するにふさわしい団体かどうか。して、行政は協働の相手を選ぶことができるが、区民の相手は初めから行政のみで他の選択はない、委託事業の場合は選定という言葉は適当ですが、その他の協働の事業では、区が相手を選定するという表現に若干疑問を感じます。業務遂行能力に加え、熱意があり継続性、創造性があることも必要、というご意見をいただいています。その他、基準を設けるべきではない、その理由として、地域、時代、対象、関係する人々、それぞれの場合で基準は異なるため、その都度、適格な基準で選ぶ以外ない、柔軟な行政サービスを実現すべく、固定化・硬直化は厳に慎むべき、というご意見がありました。

それから、協働の相手方を選定するについて、区はどのようなことに留意して取り組むべきだと思いますか、という検討課題です。

これにつきましては、教育活動に熱心な相手であること、選考委員会の設置、書類審査、面接審査を実施、それから、協働契約期間は長期にわたるものでも短期に見直しを図り、透明性の維持に努める、安定を求めるために活動経験の長い実績のある団体を選ぶことも大事だが、新規性での視点で

選ぶことも必要、全庁で日常から区民と対話を心がけておくことで、区民活動団体の理解が深まり選定し易い、そして、パートナーに受託能力があるか、質の高いサービスを提供するにふさわしい団体かどうか、というご意見をいただいています。その他、知り合い同士は、選考委員からもNPOの代表の側からも外すこと、というご意見がありました。

4番目です。どのような手順で協働するか。事業を具体的に実施する上で区及び区民が注意すべきことはなんでしょうか、という検討課題です。

これにつきましては、「お金を出しているのはこちらですから」と意見をゴリ押しされた経験があり、そういう方はやめていただきたい。予算や団体の決定権を区側が持っているにしても、実施するに当たっては、区と区民が対等に意見交換できる環境をつくりたい。それから、計画・実施手順、報告、角度を変えての洗い直し、事業の責任の所在や仕事分担を明確にする。事業内容を話し合いの経過の中で柔軟に変化する寛容さも必要、というご意見をいただきました。その次、予算の無いときはNPOとありますが、具体的にその意味しているところがよく理解できなかったのですが、後で発言されている方がいらっしゃいましたら補足していただきたいと思います。その他、責任、帰属の分担、失敗や事後責任を恐れて、創造的・漸進的活動を妨げないよう、セーフティネットを拡充すること、というご意見をいただいています。

最後、どのような基準で評価し、事業の見直しをするか。第三者評価や協働者双方の自己評価を行う上で注意すべき点はなんでしょうか、という検討課題です。

これにつきましては、区も間違いを犯すことがあるという前提で評価制度を導入することが必要。事業に参加・利用した区民の意見を積極的に聞く。結果を公にすることも大切。それから、第三者委員会の設置・第三者評価は、専門分野での視点で評価する厳格なものが望ましい、その反面、自己評価は欠点、難点の羅列ではなく長所や満足度に視点をおいての評価としたい。そして、事業が効率よく行われ、かつコスト削減が計られたか、というご意見をいただいています。その他、評価にプラスの表現もマイナスの表現も入れないこと、というご意見をいただきましたが、これについても後で発言されている方がいらっしゃいましたら補足していただきたいと思います。

それから、事業評価に基づき事業の見直しが必要になったとき、どのように見直しを進めたらよいと思いますか、という検討課題です。

これにつきましては、事業自体が合理性を欠いている場合は、事業の見直しだけではなく事業廃止もあり得ることを承知しておくことが必要、報告書をもとに区民の意見を聞く。そして、一つの協働事業についての見直し案としては、必要な見直しが一部かすべてか、現在の協働形態で修正可能か否かを検討し、新たな提案を示す。その他、見直し課題によっては、他の担当課や他の区民との連携を考慮する、というご意見をいただいています。

委員長

この中味を議論していけば議題(4)の協働マニュアルの中味が充実していきだろうと思っています。

委員

区のあるべき姿について、かなりポイントがたくさん出ている感じがするのですが、やはりマニュアルですからNPO自身が考えるべきことやNPO自身がリスクマネジメントで注意すべき点といったこともきちんと書いておいた方がいいと思います。その点についてどこかで論議するなり、1項目つくるなり、そういうことを論議するかどうかも含めて提案したいと思います。

委員長

まず、だれのためのマニュアルか考えていく必要があると思います。この委員会の役割は区長に対して答申をすることです。協働のマニュアルというのはまずは区が区民に対し協働を進めていく方が良いと同時に、進め方はこうではないかということ区長に対して答申するわけですから、区に対してということになるかと。ただ、皆さんは区の活動をされている方々の代表でもありますから、このマニュアルは区に提言し、区が協働を進めるときのマニュアルになりますけれども、間接的にはその区と協働していく活動団体の方々にも影響を及ぼすものになると思います。

現在、区の職員の方でわかっておられる方はそれほど多くないような印象ですので、このようなマニュアルをつくり、一定の認識を持ってもらう方が進めていきやすいだろうという前提に立っているということです。

委員

厳しい意見を言うかもしれませんが、協働、協働といいますが、初めから行政は協働の相手を選ぶことはできますが、私たちは選ぶことができないということが根本的にあると思います。選定されるということ自体がおかしい。

委員

区から依頼が来てもそのミッションが合わなければお断りをすればいいわけで、我々が活動をするミッションと合致するパートナーは北区とは限らないし、さまざまな要素があると思います。

委員長

3のどのような相手と協働するか(3)協働の相手方を選定するについてということですね。

委員

そうです。お互いに選定、選択する権利があるのではないかとということです。

委員

先程、区長への答申という説明がありましたが、区としても協働の相手方のNPOを育てる、機会を与えていくということはとても大切な役割であると思います。ですから、協働するときの区の役割、NPOの役割をしっかりと整理しておくことは、結果として区のためになると思います。

特にお互いに協働する場合の判断基準、責任と義務、委託と受託の関係のところは法的な問題が出てきます。それから、事業評価制度。この辺はマニュアルの中に論理的、体系的にまとめ上げていく必要があると考えますが。

委員長

現在、全体の項目立は五つになっています。評価については5のところですが、今おっしゃったことはこの辺でもう一つ項目を起こすということですか。

委員

5で言っている、どのような基準で評価し、事業の見直しをするかというのは、行政が協働した相手のNPOや組織に対して評価をするという話に見えてしまうのですが、これは恐らくその意味ではなく書いていると思うのですけど。

委員長

協働した事業そのものを、行政も含めて評価をすると私は思っています。いわゆる事業評価ですね。基本的にはこの協働という計画をした段階から実施をした結果が出てくるまでの全体のプロセスを評価すると考えています。

委員

受け手側の受託者と委託者である行政とが評価をするということですね。

委員長

もちろん受託した側も自己評価をする。行政も自らの委託の仕方というところから当然評価の対象になるだろうと思います。

委員

そのときに事業にかかわった方、参加者といった方々のご意見をどう取り入れていくかについて、行政側もNPO側も一緒になってやるのか、行政が一方的にやるのか、いろいろな方法があると思います。

委員長

それでは、次の段階では今日の議論を踏まえてマニュアルのたたき台をつくってもらいますので、そのための議論を今日しっかりといただき、議事録の中から発言の重要な部分がマニュアルに反映されるという仕組みで進めたいと思います。

個別の議論を始めたいと思いますが、まず、1のなぜ協働するのか。ここでは、恐らく区にとって協働はどのような意味があるのか、区民の側にどのような意味があるのかという二つの視点が入っているかと思います。

委員

四つ目の点に、行政の情報収集は専門性が高く、とありますが、これはどういう意味ですか。

委員長

行政の情報収集は専門性が高く、収集量も豊富なので、区民はその利便性を享受することができる、ということですね。例えば建築確認の情報など様々な情報が自動的に集まりますよね。情報収集力、専門性が高いという側面もありますけれど、いずれにしても行政が情報をいろいろと持っていますが、それを区民が十分活用できれば便利になるのではないかという意味であると思います。

委員

課題検討表の参考欄に、自治の話も出ているし、コミュニケーションの話も出ていますが、心配しているのは、ここに北区の独自性をどのように盛り込んでいくのかということです。

委員長

恐らくマニュアルの中に盛り込む事例の説明などですね。そのあたりになるほど北区だということころはたくさん出てくると思います。そこは恐らく経験豊富な方がいらっしゃるのので、そこでのポイントがどうこのマニュアルの手順の中に盛り込めるかということだと思います。

独自性については、東京都のものを北区にかえて使うということでもいいのです。ただ、それではあんまりなので、やはり検討を少ししていただくと。

委員

先程、区にとって、区民にとってという話がありました。区民にとってというのは、これは社会全体の話だと思うのですが、もう一つ、それを受託するNPO、組織にとってという、この三つの視点。委託者側の区にとって、受託者側のNPO、ボランティアグループ、そして社会全体としてという三つの視点で効果をどう期待するのか。例えばコスト的には、区はコスト削減というメリットがあるとか。社会全体として区がコストを削減できることは、間接的に。税金をもっとほかの面にも使えることになるわけです。

ですから、何か新しいことを事業として、これを協働していくべきかどうかを考えるときに、区側にとって、受託者側の組織にとって、そして、社会全体として、この三つを必ず見るべきであるというチェックリストができると思います。

委員

私は今委託を受けている立場ですが、何がよかったかと思うと、やはり持っている資源が生かされ、人が元気になり、そうすると、自己実現して、まちが活性化すると私は書きました。それはすごく大事なことで、協働することによって住民と行政の距離が縮まってくると何番目かに書きました。それは私の実感として書いたんですけど、これは受ける側としてもものすごくよかったなど。

委員

何のために協働するのかというこの部分は、やはり一番重要な点だと思います。

効果は幾つかあると思いますけれど、北区の独自性というのは、北区はどこに力を入れますということであると思うのです。そのときにこの人的資源が生かされるとか、まちが元気になる、人が元気になる、人と人との新しい信頼関係が生まれる、新しいコミュニティをつくるためにやるなど、「北区はそのためにやるのです」ということを明確に打ち出すのが独自性ではないかと思います。

委員

基本的には、総論のところ、精神論を述べる。基本的に民主主義は前進するとか、住民自治であるとか。次に、具体的な効果論を述べる。具体的に行政にとってどういう効果があるのか。住民とか、社会、受託するNPOはどういう効果があるのか。

委員

結局三つの縦軸ですね。区にとって、さっき組織にとってと社会全体として、こっこの三つが縦だとすると、横にコストとか、まちが元気になるとか、それから実行力とか、継続性とか、将来性とかという評価項目が出てきて、それぞれマス目ができます。どこのマスが大切かということはこの委員会でマスごとにウエイトをつけていくことによって北区らしさは出せると。実はそうやって答申をするんであって、それを最終的に判断するのは、これは区長であり、議会なわけで、ひょっとするとトップがかわればまた考え方もかわるかもしれない。

委員

今までは行政が脚本を書いて演出して、そして、舞台上で踊っているのも行政だったと。今度はそうではないんだと。ともにつくっていきこうということも打ち出していくといいですね。それが協働だと思うんですよね。みずから一緒にかかわって自治をつくっていきこうと。

委員

行政自身やっている事業も評価をしなければいけないけれど、しっかりとした評価ができていない。これから先、事業評価制度の見直しを行うということも発表されている。その事業というときに協働事業、委託事業、自分たちみずからやっている事業、それら全てについて事業評価制度を導入していくべきだと。

事業評価制度をつくるときに区民自体の意見が反映されてこないと、行政がやっていることを行政が勝手に評価するという話になってしまう。特にこの指定管理者制度ができたときに委託先をどう評価するかという問題については、事業評価制度をつくり上げる時に、区民だけではなくて、学識経験者にもぜひ加わって検討していただいた方がいいのではと思います。

委員長

中野区で外部評価委員会というのを、毎週1回、3時間ぐらいやっています。事前に質問を出してヒアリングをやって結果を書いてと、これがすごく忙しいんですよ。

委員

行政の評価というのは、例えば講演会の話ですと何人講演会に参加したかという評価になる。何

人参加したかということではなく、何人目覚めたかということが大切なんですよ。

委員長

では、今までの議論を整理しながら継続をしていきたいと思いますが。

まず、マニュアルの1のなぜ協働するかというところで大分議論が出てきました。そこで、通常マトリックスとか言っているのですが、横軸としては区、団体、区民、あるいは全体というようなその三つぐらいのレベルで、縦軸の方では、例えばコストであるとか、サービスであるとか、人材であるとか、そういう幾つかを入れて、例えば区のところのコストが削減できるというようなことならば区とコストのところ丸がつくということになりますね。でも、団体の方だとコスト削減には結びつくかどうかわかりませんから三角になるとかですね。区民全体にとっては税金が安くないけれども、区のコストが下がるということになれば区民全体にとっても負担は下がる。その浮いた分が今度はほかのところに適切に回っていくというような、こういうことになるだろうと。そういう議論をして、どこに重点が置かれるかがまさに北区としてのこの協働マニュアルのポイントになるのではないかという議論が出てきたところです。事務局の原案を、たたき台をつくっていただく重要なポイントかというふうに思いますので、再度整理させていただいたということです。

このなぜ協働するのかということについていかがでしょうか。

委員

私は、市民参加につながり、事業の効率化やコストの削減ができる、そういう意味で書きました。地域参加というのは、今ボランティアでいろいろな方がやっています、この協働ということに対して非常に市民の意識が高まり、単純なボランティアから一步進んだ関心が起きてくると思っています。それから、コスト削減についても、単純なコストダウン策ではいけない。それから、サービス内容についても「協働」で協議し詰めていくわけですからよいサービスの提供を受けられるだろうと。そういう観点から、なぜ協働をするかということの一つの提案として、市民参加につながり、事業の効率化やコストダウンにつながるだろうと思い、述べさせていただきました。

委員長

私も、決してコストを安くするために協働するのは好ましくないと思っています。あくまでコストよりも成果の高いもの、質が高いものを目指して協働を進めるべきであって、コストは結果としてついてくるものだと思っています。

委員

現在活動しているNPOが細かな情報を持っているわけですが、NPOだけの活動というのはかなり範囲も狭まります。行政がそこで加担してくれることによって大きな活動ができると思うんですね。そういう行政との協働ということで大きな効果が期待できますし、そこに多くの方がまた集まってきて、皆さんがおっしゃっていたように区民の参加意識も高まり、まちが元気になるということにつながっていくと思いますので、協働を大きく謳ってPRしていく必要があると思っています。

委員長

協働とは何だろうかということについて少し整理をしておかないと、みんな違うものを考えているといけませんので、協働の定義をしておくべきだと思います。いろいろなところを参考にしながら、また定義は定義としてつくっていかうと思います。

ただ、ここでは行政と区民の団体が対等な立場で共通の目標として遂行するための活動を協力して行う仕組みを全般として協働と言っているということです。

市民活動団体同士が協力するのを協働とはいいません。株式会社同士が協力するのも協働とは言

いませんよね。それから、北区と東京都が協力するのが協働とは言いませんよね。

ですから、そういう意味では私はセクターと言っていますけれども、非営利セクターと営利セクターと政府セクター、セクター間を越えた協力関係がやはり協働であると思っています。

何か協働についての定義でこういうことを入れておくべきということがありましたらご意見をいただきたいと思います。次回はたたき台として出したいと思いますので。

それでは、2のどのような方法で協働事業を選択すべきかについては、(1)と(2)あります。協働事業を始める場合に、区の提案により云々。区民からの提案。区と区民の双方が協議して事業を検討すると。こういうふうに分けているんですが、ここで区民から提案する協働事業としてどのようなものが適切か、という質問ですけれども。

それから、(2)の方がそのに相当するんでしょうか、区と区民が協力して協働を進める場合はどのようなことに留意すべきか、この辺についてはいかがでしょうか。

委員

区民から提案する協働事業としてどのような事業が適切だと思いますかとありますが、これに対する問いですよね。

委員長

はい、ですから、こんな分野がいいんじゃないかというお答えが多いのですが、ここの問いかけは、どんな仕組みでやっていくかということになるのではないかと。基本的には、あらゆる分野に及ぶのではないかと思います。

その中でも、その公園といっても区立公園の大きなものから小さな児童公園のようなものまで見ていったときには、協働事業としてまず進めていくには小さな公園の方が比較的スムーズに進んでいくだろうし、大きな区立公園をとというのはそれなりの受け皿の団体をどう探すかといったことも含めてそう簡単にはいかない話かなと思いますけれども。

区に対する提案ですから、区の仕事、区の提案から区民に連携を求める場合というのもこれも本当は考えておかなければいけないと思いますね。

委員

そうですね。要するにあらゆる事業で考えるわけですよね。

委員

プライバシーにかかわるような戸籍の問題とか、それから徴税の問題とかについては、それは、今後も区が考え区がやる事業ということになる。これはもうある程度限定されると思うんですね。ただし、NPOとの協働という話だけではなくて、外部委託の話もあわせてこのところで考えるべきなのかどうか、私自身も整理できない状態ですが、協働ということに限れば区の責任のもとに区が実施すべきだと思います。

ここで1回整理されましたよね。各例えば清掃事業や戸籍、産業振興などそれぞれの事業ごとに協働について今後どうすべきかというアンケートをとっていましたよね、各セクションに。

地域振興部長

庁内で調査をかけたものがあります。それをすべて協働だというと少し問題があります。客観的な物差しなしで主管課の判断で勝手に丸をつけ、それを単純に集約しただけの話です。

委員

東京都のここに、協働の形態にこういういろんなものがあると書いてありますね。これはどうなんでしょうね。共催とか、事業協力とか、委託とか、情報提供とか。これも協働の形態ですよね。委

託事業だけではないということですね。

委員長

むしろ千葉県などを見ると、どういう形をとるかで全部違うんじゃないかということで、全部フローが違っているんですね。こうしたところをどのようにマニュアルに入れるか。どういう協働形態があり、それをどのような手順でどのような相手と協働しその評価をどうするかなど。

まずは、行政が直営でやっているものを協働事業に移せるか、移せないか。そういう判断はどういうふうに進めていくかということがありますよね。それから、今、独自に行っている市民活動に行政が乗るかどうかという話がありますよね。それから、区とその区民、NPOとか、両方が出発点からこういう事業をやっていきましようという提案型の仕組みもあるかと思うんですね。だから、そういう事業の中で、では、どういうやり方がいいんだろうかというようなのが次の方法になってきます。

だから、この三つ目のところで(3)に項目を立てて、方法についての説明を入れていくというふうにしたらどうでしょうかね。と三つの方法があるならば三つの方法をそれぞれについてちゃんと書いた方がいいような気がします。

基本的には、行政の担当者は、このままやっていたらいいと普通は思いますし、放っておくと何も出てきません。そこで、協働の進める事業を取り出してほしいとかといろんなことを要請しないと今の仕組みのままで別に問題はないのではないかと考えがちなものですから、なかなか進んでいかないんですね。行政が提案するといっても行政は提案しないことが多いんですね。だから、その行政が提案をするような経営改革というんですかね。こんな視点がこの中に入っておかないと進んでいかないだろうと。

それから、区民からの提案を受け入れる場合に、これは恐らくその方法としては、提案をする場がないといけないと思うんですね。だから、提案を受けるところ、これは恐らく「ぶらざ」がいいんじゃないかと私は思っているんですけどね。「ぶらざ」が区民の活動をしている方々に対して協働事業の提案の場というものを設け、そこで委員会を立ち上げながら進めていくという方がいいのではないか。その協働推進委員会のようなものを「ぶらざ」の中に設けて検討していくということかなと思うんですけれど。

委員

具体的な例で言いますと、国では構造改革特区をやっていますけれども、提案は出てきているけれどなかなか進まない。今度の全国展開でいくのも五つぐらいしかないと言われていています。具体的な提案をしても、例えば条例であるとか規制がかかってなかなかできない。ということは、果たしてそういう推進委員会の民間のメンバーだけでわかるか、プレゼンテーションできるかという問題があります。

委員長

その行政が、かたくなに直営で守ろうとしている動きというのはあるんですが、これをそうじゃないでしょうと言いながら協働型に持っていくのは区の行政改革とか、経営委員会とか、そういうところでやるべきだと思います。例えば、フリースクールはもう大分公認されてきましたけれども、独自に行っている活動を少し行政も協力してよ、という言える場を「ぶらざ」の中に設けることを検討すべきだと思います。

委員

それは例えば教育なら教育のセクション、福祉なら福祉のセクションになってきますよね。

委員長

そういう個別セクションにしないで、区民側の合意ができていく仕組みとして「ぷらざ」のようところで提案会をして、ああ、それはいいんじゃないかということ合意ができてきたら、それをその活動している人たちが自分のカウンターパートになる行政の部局にお願いをするのではなくて、この「ぷらざ」として推薦していくとか。「ぷらざ」として協働化を進めていくような、そういう仕組みがあった方が物事は進んでいくのではないかと思うんですね。

委員

合意形成の場であるとか、コミュニケーションの場であるとか、そのプレゼンテーションを具体化する場が必要だというのは賛成です。

委員長

川崎で提言をしたのは、川崎の方で市民活動の推進の基金をつくってもらい、今年度は1,300万円ぐらいなんですけど、そのお金を小さな活動には10万円、20万円という単位で、立ち上げ資金を補助金として出す。それから、現在も既に何か活動している人たちがさらにもう一つこういう活動をしたいというときのために100万から300万円ぐらいの単位のちょっと大きな助成金をつくろうと。そこで、その助成金を出すことによって協働事業を進めていくというような、こういう仕組みにしたんです。今年度から動いていっているんですけども、行政の担当事業者は、競争相手が出てきたような話になりますから余り好まれないですね。そのために反対をしなくてもいいように基金をつかって、そこからお金を出すことによって協働事業を進めていくというような話なんですけれどもね。

そこまでこのマニュアルとして入れていくには少し提言要素が大き過ぎるということにはなるんですけどね。

委員

その基金というのはどういうところから出るんですか。

委員長

基金といっても多くの人からの寄附も募ろうとは思いますが、結果として行政がお金を出す。いろいろ今までの補助金の中からいろんな団体にもう既に補助金が出ているんですが、そういうところから5%ぐらいとって1,300万円をつかったというのが実情のようです。

委員

これ、基本的に区がどう協働を進めるかのマニュアルみたいになっていると感じてしまうのです。まず1番はなぜ協働するのか。これを区、NPO、社会全体という三つの視点で見て、次に、どのような方法があるのかということで、先ほどあった共催や協力、情報提供などを含めて区民に対案する。その結果として区民への提案によって区民が事業を進めていく場合もあるしそうではない場合もある。最初のうちは区と市民との交流会だけだったところから、どういうふうにその役割分担をやっていったらいいかという話し合いとか、意見交換が行われた結果として区民主導でいくのか、行政主導でいくのかという話になるのではないかと思うんですね。

ですから、結果としての方法論だと思うんですけども、最初その協働の入り口としての方法論というのはいっぱいあると思うんですね。

それで、次に、(2)にいくと、区と区民が協力して協働を進める場合、区はどのようなことに留意して協働に取り組むべきかと書かれています。これは(1)で区民がどのようなことに留意してと書いてあるのならわかるんですけど、(1)は違うんですね。そうすると、特にどのような方法があるのかを分析すれば、区民にとってどうなのか、あるいは行政にとってどうなのかというふう

にまとめた方がいいと思いますし、今度3番のところへいくと、どのような相手と協働するか。ここで見ていただくと(1)と(3)は同じことを言っているんですね。

(1)は、協働事業の相手方を公募によって決定をする場合、区はどうしたらいいか。(3)は、協働の相手方を選定するには区、これは同じことですよね。公募というのは方法論の話なんで、そうするとこの(3)は、どういうふうに相手を選ぶかという話ですが、これは行政側だけじゃなくて、NPO側にもある話だと思うので、それを分けて書いていけばいいと思うんですね。それで、区としては、相手方を選ぶ場合に公募の方法もあるだろうし、そのほかの方法もあると。それから、NPO側とすると、行政のどういうセクションと協働していったらいいのかということを選択するというのもNPOとしてもこれは大切なことです。

例えば図書館の関係だと、果たしてそれは教育委員会と連携すべきなのか、それとも市民関係のセクションと連携をしていくべきなのか。そういうことを区民側はパートナーとして行政のどの部分、あるいはそれは東京都へいった方がいいのかもしれないし、あるいはもう一気に国と連携した方がいいということもあるんですね。補助金なんかをとるときにいきなり国にいった方がとりやすいということもあるわけで、これは区民サイドとしてもその協働の相手というのは区だけではないと考えておいてもいいのではないかと思うんですね。

委員長

この北区のマニュアルの中に区とじゃなくて東京都の方がいいのではないかということとはなかなか書きづらいですよ。

委員

そうではなくて、地域の中でそういうNPOだとかの活動が活性化をしていくということは、区行政にとってもありがたいことなんです。協働してなくてもですね。なぜかという、そういう組織が地域の中で育っていけば、将来的には区のパートナーとしてなり得る可能性を持つわけです。だから、NPO側とするといきなり最初区と組まなくても、いきなり国と組んでやりながら力をつけていずれ区のパートナーにということもあり得ますね。

委員

ですから、これは初めから区ありきなんです。答申ですから。ところが、協働のマニュアルとすればやっぱりその視点を入れないとおかしいですよ。

委員

答申なので最初のそもそものところの総論のところに行行政側がどういうふうに協働すべきかという視点だけでなく、NPO側がどういうふうに協働をしていったらいいかということをしっかりまとめ上げることによって、地域のそういうNPO活動が活性化するんだという論法でいったらいいのでしょうか。

委員

相談事業について提案したんです。役所じゃできないだろうと思って社会福祉協議会と一緒にやることにしたんですけれど、一緒にやろうかという話になったんですね。我々住民のニーズをよく知っているから、こういうことをやりたいと言ったら社協が、同じように思っていてくれていたらしいんですね。そういうことでじゃあ、一緒にやろうかと。そういう提案もあるんですね。だから、本当に支え合いで困っているのは何が困っているのかというのがわかるのは住民しかわからない。だから、住民のニーズがわからないと、そういう相談事業はできないということで書いたんです。

委員

要するに主語がどこにあるかということですね。

委員長

NPO向けのマニュアルはそれはそれであっていいと思うんですけれども、ここはまずは区の職員向けマニュアルというふうに考えているんですけれどもね。

委員

一方で、主語は行政にあり「行政は」というマニュアルで職員の人たちが研修をされるのはそれはそれでいいと思うんですけれども、他方で、その市民団体NPOはどういう問題を抱えていて、どういうリスクがあって、どういうことになっているのかということもそのマニュアルと同時に学んでいっていただかないと。

委員

個別に提案をするのか、一括提案を「ぷらざ」にするのかという方法の中に提案場所を謳っておかないと抜けているという気がするんですね。方法論の中に順番としてどこにどういうふうにするという形でいったらということが謳われてないと提案する人がどこに提案していいかわからない。それで、区と区民の双方が協議して事業を検討する場合がありますけれども、区と区民の双方が協議してというのは、どちらが提案してという、（区の提案）と（区民の提案）が進んだ結果（区民と区が協議して提案）というふうにとっていいんでしょうか。

委員長

本当はマニュアルというのは、機械の操作のマニュアルを考えればわかりますように、例えば冷蔵庫でいいますと、冷蔵庫の使用マニュアルは、だれが使っても変わらないという機能の中でどうやれば何が冷やせるとか、温度設定はこうしてくれとかというものです。ところが、これは仕組みがまだ不十分なところに使い勝手だけのいい説明書ができるかという、これ実は難しいところがありますよね。仕組みがまだ不十分なのにマニュアルだけをと。

だから、「ぷらざ」にそういう提案の場があってもう既に動いています、ですが、その活用の仕方はこうですという内容のマニュアルを書くわけではないので、こういう仕組みをつくったらどうか、それをこんなふうに動かしていったらどうかというようなことも入っていかざるを得ないと思っています。

今のご質問でいうと、 、 、 の中でどういう順番なのかということについても、現実に今まで動いてきている、あるいは、働きかけて動いていくなど、既に動いている協働の事業についてだれかがどこかへ持ちかけて動いてきたわけですね。そういう経験の中からどういうものがうまく機能するのかというようなことをここで示すことができればいいのかなと思うんですが。

委員

やはり区が主役、主語ですよ。どう考えてみても。

委員長

基本的には、この県や都のマニュアルもみんな、県であり都でありですね。

委員

相手のことがわからないと協働が成り立たないと思ったので、いわゆるNPO側にとっても行政側にとってもお互い共通認識を持てるマニュアルというものをイメージしていました。

行政側だけがどういうふうに協働のパートナーを見ていくかについて、いくら勉強しても多分だめだと思う。行政側からすると、パートナーを選ぶときに責任を持てるのかどうかという視点はかなり大切です、逆に今度受ける側からすると、受託した以上の責任と義務があるんですよ。こう対

比していくことによって初めてパートナーシップが生まれる。だから、一方的に行政がパートナーを選択する方法論みたいなものを述べても意味があるのかなと。

委員長

それは行政側が一方的に選択するのではなくて、相手方がいないとだめですから、選定ではなくて、契約のような、双方向性を持たせた表現にした方がいいと思います。相手方と契約する方法についてとか、契約を結ぶ相手方についてとかですね。そういうものであって、あくまで一方的に行政が選択をするのではないわけです。

委員

それと、NPO側がどう考えているかということがマニュアルの中でわからないと行政としても意思決定ができないのではないかと。

委員

最初、委員長のおっしゃった、だれのためのマニュアルだという話ですよ。これは区長に対する答申、提言だということから、行政の参考になるマニュアルだ。しかし、間接的に活動していく我々にも当然影響を及ぼすものであるということが非常に漠然として言いあらわしているんだと思うんですよ。ですから、今皆さんがおっしゃっているのをやっぱりその両方どうやって盛り込めるかということなんでしょうけど、やっぱりどっちかに足を置いておかないと。全くフィフティ・フィフティというのは格好いいけれど。

委員

なぜ協働するのかというところで、区行政にとって、NPOにとって、社会全体としてどういうメリットがあるのかというのを見ると。これは当然それを見ていかないと行政がパートナーを選ぶときの判断がしづらい。だから、マニュアルになりますよと。ある意味その各ボックスのウエイトが決まっていたら、そのボックスに数字を入れれば答えが出てきてしまうみたいな話ですね。なぜ協働するのかの部分について。

それ以外の部分、方法論の話。どういう方法論があるか、どういうふうに推進していくかということで留意点とか注意点とかが入ってきますが、その時、NPO側はこう考えているというのを横に入れておく。例えば、NPO側はただ働きはごめんとか。つまり、それを受託することがそのNPOにふさわしい内容であるかどうか、行政側はいいけれど、しかし、NPOはこういうことを考えているからそういう配慮をしておく必要がありますというようなことの確認のできるチェックマニュアル。

地域振興部長

それはまさにそういうことも配慮しなきゃいけないという、行政側に対するマニュアルの中味になっていくのではないですか。

委員

行政側に立ったマニュアルでもいいという話ですよ。

委員

私はやっぱり結局目的は、新しい住民自治を自分たちでどうつくっていくかということだと思えます。それを区としてどうするかという話。新しい住民自治をつくるということが根底にあれば、そのために区はどうした方がいいかということ言えばいいわけでしょう。

地域振興部長

要するに討議の結果を報告書としてまとめて区長に提出するわけですから、そういう意味で広い意味では答申することになります。

先程委員長が言われたように、千葉、埼玉、東京都も全部改めて見てみると、やはり行政サイドに立ったまとめですね。

委員長

行政側にどうしたらいいかということを提言している。例えば東京都が東京都の市民活動団体向けのマニュアルを書くというような、それはちょっと行き過ぎではないかと批判されたら困りますよね。それは区の職員向けにこういうマニュアルをつくっても、もちろん行き過ぎでも何でもないのですけれども、市民活動団体のマニュアルだというと、それはおかしい。ですから、区として出すマニュアルですから、まず区の職員向けということになると思うんですね。

では、次に、どのような相手と協働するのか。(1)は公募の場合にはどうするか。留意すべき点は何かというのが(1)ですね。(2)はパートナーとなる相手はどのような基準により決定すべきかというので、質の高いサービスとか、熱意があったり、継続性があったりというようなことが問われているんです。(3)としては、その公募以外で選ぶ場合にはどんなことを留意すべきか。あるいは公募のときも含めてという、こういう順番になっています。

そうすると、(1)は公募というのは前提だということでしょうか。公募をするときには、いや、公募をしなくてもいい状況というのはやっぱりあるんでしょうね。公募するのがまず原則だ。ところが、公募ではなくて随意契約みたいな場合も当然出てくるんだらうと思いますから、その場合にはその選考委員会で公募にかわる適切な選択をしているということを証明していくのではないかと思います。そういう手続としてこれがあると思います。

それでは、いかがでしょうか。

委員

この(2)番目のところ、区民の相手は初めから行政のみで他の選択はありませんという表現がありますよね。いや北区だけじゃなくて東京都もあるよ、国もあるよというお話がありましたよね。

委員

これはどのような相手と協働するかというよりも選定基準、選定する方法論の話ですよ。その手続として(1)番目に言っているのが公募という方法論がありますよと。そのときにはどういうことを注意したらいいと思いますかという話ですね。(2)番目は、公募ではなくて、別の基準をつくらしたら北区独自の基準をどういうふうにつくったらいいですかという話ですよ。この二つでいいのではないと思うんですよ。

だから、そうすると、公募以外だと北区の独自の基準というのはその選定委員会というのも一つの方法だらうけれども、選定委員会を経なくても市民の納得のいく選定方法、基準というものを明確にできるかという話じゃないかと思うんですよ。選定委員会なんかやっていると、莫大な時間とコストがかかる。でも、それを経なくても選定できる北区独自の基準づくりができれば、これはとってもいい話だと思うんですよ。その話だと思うので、この二つでいいと思うんですけど。

事務局

三つの質問につきましては、まず、公募によって募集し決定とするとときに、例えば事前の募集周知が必要じゃないかとか、またあるいは十分な準備期間が必要じゃないかとか、公募する場合に区はどのような取り組みをしていくべきかということについての意見をいただきました。

2番目につきましては、今、言われたような基準づくりですね。いわゆるどういうふうな基準で協働の相手方を見つけるべきかという話です。

3番目につきましては、相手方を選定するために、例えば選定委員会を設けるとか、あるいはプレ

ゼンテーションをしていただくとか、具体的な相手を選定するためにどう取り組んでいったらいいかという、そういった内容の検討の項目です。

委員

協働の相手方は、例えばNPOだけじゃなくて、社会福祉法人、財団法人などいろいろなところも視野に置いた形のものになるのですか。それともそういった形の統一的ルールづくりですか。

委員

そうですね。行政側のマニュアルだったら、いわゆる委託先はNPOだけではないですから。

委託か協働かの話になってきますと、行政側のマニュアルになると、そこから入っていかないといけないということですね。

委員長

そこまで広げなくて請負契約的なものは含めないという考え方も可能かとは思いますがね。例えば今度は指定管理者制度というのは、五つ目に議題にありますけど、指定管理者制度でいくのか、協働でいくのか、というような選択になるのか。

委員

委託はどちらかというと丸投げであり、協働とはいえません。

委員長

委託の場合はそうですね。従来型の委託はもう細かいところまで全部仕様書で決まっています、このとおりやってくださいという形ですね。協働になるとその仕様書をつくる場所も一緒につくった方がいいでしょうという話になると思うんですね。

委員

前に、区と区民が協働する場合どのようなことを留意したらいいかというところがありますよね。

区と区民が協力して協働を進める場合、区はどのようなことを留意して協働に取り組むべきだと思いますかとあります。私は、一緒にコンセプトづくりからやった方がいいと書いたんですよ。それをやっぱり入れておかないと、ただ初めにこういうものがあるからやってみないというのでは困るわけですから。それから、今、委託の話と協働の話がちょっとかみ合わなくて。

委員

委託を受けながら、実は今までは行政が企画を立てて細かい細目まで決めて委託をしていたんだけど、指定管理者制度ができますと、行政は民間にいい知恵を出してくれとって委託をしておきながら、実は協働しましょうって言ってきますよ。ですから、これから先の指定管理者制度になってからの協働の方がよっぽど大切であると思います。きちっと全部決められてこのようにやってくれと言われ、そのとおりうまくいけばいいけれども、やっぱり社会にニーズに対応した形でいわゆる委託先が変化に対応してもらうために行政が協働をお願いしないといけない立場になってくる可能性はありますよ。その部分まで含めると相当これは難しくなりますね。

委員長

そうです。ですから、指定管理者制度を説明してもらおうと思いましたが、実は北区でもこれをどういうふうにしていくかまだ検討中です。それを私たちがここでこれも含めて全部やりますという、その検討に対し制約を課すような話にもなりますから、この指定管理者制度はちょっと横に置いておく方がいいと思うのですが。ただし、広い意味では全部入ると思っています。

委員

例えば建物を建てる場合は、その設計の段階から一緒にやっていかないとできないというところ

がありますよね。そういう意味で一緒になってやるということは協働ですよ。運営は委託してもね。ですから、その手前ぐらいにしておいて、指定管理者制度についてはまだ18年度のことですし、ここではちょっと詰められないですね。

委員長

今後、指定管理者制度が動き出したら、それに合わせてこのマニュアル自身も変えていくという発想で、とりあえずは、今おこなっている協働事業の範囲を焦点に置きながら類似事業を増やしていくためのマニュアルと位置づけていきたいと思います。

もう10分前ですが、全部を一応議論しておかないと、ここに出てきている意見はもう最初に読んでいただいていますので、明確にこの意見はよくないというご意見がない限り、マニュアルの中に何らかの形で生かしていく。この中から重要な意見はちゃんと生かしながたき台をつくるということを進めようとは思っています。

それでは、3について大分意見が出ましたので、残りの4と5のところについて少しご意見をいただきたいと思います。

委員

3で事務局からは、公募の方法と基準のところという話だったんですが、先程公募のやり方と公募以外のというふうに分けた方がいいんじゃないかという意見がありました。これ、根本的に違うと思うんですが。

公募は一つのやり方ですが、私は公募以外の新しい方法を考えるということは、この促進のためのテーマであると思っています。公募以外の仕組みづくりを何か考えないと進んでいけないのではないかと。

委員長

選考委員会で公募以外で選考していくという方法でしょうか。

委員

公募と公募以外という組み合わせではなく、やはりそういう理論は立ち上げて出した方がいいと思います。ただ、公募のときにも基準とやり方はありますよね。

委員長

それから、公募で10の団体が来た場合、選択する順番ですよ。値段の安さで決めるのは今までの入札ですが、それでいいのかという話になりますから。

委員

その基準もつくらなければいけません。公募以外の方法は何でしょうか。

委員長

民間企業の場合、価格競争をすることによりお互いよりよいものに進んでいくことがあり得ますが、NPOが価格競争をすることは余り好ましくありません。その辺はなかなか難しいのではないかと思います。

委員

公募などの選択方法、次に基準です。基準のところには公募しても選考委員会で選定する場合もあるし、行政側がある基準で決めるという方法もあると思いますが、必ずしも全部を選考委員会でやらなければいけないという話でもないと思います。基準、手順については、募集方法、基準、手順というような選定方法ですね。

地域振興部長

選定方法、選定基準、選定手順ですね。

委員長

時間の関係もありますので、4、5を一緒に検討しようと思うのですが、少し時間が延びることをお許しいただきたいと思います。4はどのような手順で協働するか、事業を具体的に実施する上で区及び区民が注意すべきことはなんでしょうか、という課題です。

検討表の参考のところていくと、むしろ複数の実施方法、企画立案への参加、共催という協働の方法の話になっています。ここは手順ですから、ステップやフローチャートのようなものを考えていく場所かと思いますが。

委員

これは検討表になっていますが、参考についても基本的にいいと思うところがあるので、それとは別のことを意見として書いたわけです。ですから、これだけで議論をするのはおかしいと思います。

委員長

そうすると、この参考で書いたことも本当はこの表の中に入れた方がよかったかもしれませんね。5の評価のところはどうでしょうか。どの辺まで細かく評価のことを書き込むかというのは結構難しいのですが。

委員

実は、リサイクラー活動機構には、もし、協働していなかったらどのぐらいのコストが行政側に必要だったかについて試算しコスト比較をしてみるといいという話をしていました。

委員長

機会費用をちゃんと出そうというわけですね。それは相当浮いていますよ、絶対に。

委員

それをやろうかという提案は、5月にあったんですよ。専門の人にやってもらおうかと。環境負荷の問題。

委員

それはもう今ある成果がありますよね。成果をどう評価するかといったときに、これだけ区民活動が活性化してきましたというのを参加者人数とか会員数以外で評価しないと、実は人数の登録や参加者が多いというだけでいいかという話になってしまい、今どうしても定量的な分析しかできないのですが、本当は定性的なところが必要なのです。おかげでまちが活性化したとみんなが思うかどうかということこそ、まさにまちづくりなんですね。

ところが、それを客観的なしっかりした根拠のある数値として説得できるものにするのはとても難しいです。定性要因をその定量的に変換をしてやるんだけれども、それでも説得力はない。でしたら、今の成果を行政がやっていたらどのぐらいのコストがかかっていたか、という金額で見せるという方法があるんじゃないかという提案です。

委員

その提案はすごく良いですね。そのほかにもう一つは、環境負荷への貢献度もありましたよね。

委員

それは専門家が入らないと難しいのでは。

委員

すごくいいことを提言いただいて、専門家を呼んで勉強会をしようかという話になったんです。自治体で提言をいただいたんでね。なるほどと思ったんですね。

委員

ただ、行政のコスト比較を数字として表す場合、専門的な人にお願いすることになりますよね。我々素人が勉強した中でいたずらに公表するということは大変危険なことです。

委員

ですが、リサイクラー活動機構の場合は、もうだれが見てもそう思うわけです。

委員

行政がどう評価するかの話ではなくて、自分たちで自分たちの組織を外から見てどう評価するかを自分たちで勝手にやるということですから、別に何の問題もないわけです。

委員

それは見方によると、今までやっていたことと対比するわけですよね。

委員

ですから、対比したときに自分たちが分析したらこのぐらいの効果があるということをも自分たちの責任において自分たちのために発表するだけなので、そんなことないという反論はもちろん歓迎しますという話です。

委員

その反論を示してくれることで、そこから議論が生まれてくるわけです。

委員

自分たちの組織を外から見直すことが必要だということからの話で、自分たちの組織がどのぐらい社会貢献をしているのか、役割を果たしているのかということをも自分たち自身で勉強するためのスタートなんです。ですから、多額のお金をかけてシンクタンクに分析してもらおうということは考えていないわけです。

委員長

それでは、この評価についてもここに出ていることを参考にしながら、たたき台をつくっていきましょうと思います。また、後で次回の日程というところでも出てきますが、あと3回位でと思っています。指定管理者制度についてご説明をいただいて、今日の議題を終わらせたいと思います。

地域振興課長

お手元に指定管理者制度についてという資料をお配りしていますが、ポイントはこの2番目の枠の部分です。その指定管理者制度と委託管理制度の違いというところをご覧ください。

現在は、この右側の枠の管理委託制度という形をとっています。管理委託制度というのは通常業務委託という形で、例えばこの北とぴあの清掃業務や受付業務を民間業者にお願いをするといったことです。これはあくまでも司法上の契約であり、管理権限そのものは区が持っていて、受託した業務の範囲内で受託された業者さんが仕事をするというのが現在の管理委託制度でございます。

それが、今度は指定管理者制度という制度を設けることによって、業者さんに管理そのものの代行をしてもらうという形になります。例えば、「元気ぶらざ」の場合、プールの監視や清掃などは業者さんにやっていただいておりますが、入場料の徴収などのいわゆる区の歳入に上げるような業務は業者さんに任せないで、私どもの職員を派遣して、区が直接やっています。

ところが、今後、指定管理者制度でやっていく場合は、今まで「元気ぶらざ」の運営については、区が歳出で維持管理をして、入場料収入も区に入ってくるという形でしたが、利用料金制度ということで料金徴収そのものも業者さんにお願いをする、要するに維持管理にかかるお金と利用料の差額分について今度区がお金を支払っていくという形になってきます。

したがって、業者さんに利用料徴収の権限といった部分までもお任せしていくという形で、業者さんの権限が拡充されていきますので、この指定管理者を定める場合には、従来の司法上の契約ではなくて、議会の議決により指定するという行政処分のような形になってまいります。

それと、もう一つ大きなポイントは、この管理の相手というところです。従来管理委託の部分について特に特別養護老人ホームといったところについては公共の団体に限定されていましたが、今後は管理の相手としては民間業者も可能になってきます。例えば、「元気ぶらざ」そのものを民間業者さんに管理をしていただくということで職員がいなくても任せられるといった状況になっていきます。

委員

私どもの近くにある公設民営の保育園もそういう可能性はあるのですか。

地域振興課長

保育園の場合は、特養の場合もそうですが、一定の縛りがかかっていますので難しい部分があり、今、区としては、先ほど委員長さんからもお話があったように検討中です。指定管理者制度を考えるときに何が重要かという、そもそもこの施設はどういう意義があって区が設置したのか、なおかつ、今度コスト面といった部分も勘案してどういう流れが一番いいのか。要するに指定管理者制度と云っていますけれども、本当の根幹にあるところは外部化という問題があって、外部化の中で従来どおりの業務委託がいいのか、あるいは指定管理者制度がいいのか。それとも協働という違う視点で考えていくのがいいのか、今後どのような選択肢をとっていくのかだと思います。

委員長

保育園は今この管理委託制度ではないですね。やはり認可保育所として定員を割り振るということですから、単に公共施設の委託管理、保育園という建物管理だけではないですからね。そのような場合この指定管理者というようにはいかないですけれども、NPOに委託することは可能で、既に始まっています。公設民営として保育園をNPOが運営しているなど。ですから、そのときにどういう保育園としての独自性を出していくかというようなことを逆の面から見ると、協働の側面が出てくる場合もあるかと思えます。

それでは、これで第10回NPO・ボランティア活動促進委員会を終わらせていただきます。どうもお忙しい中ありがとうございました。

閉 会